

藤沢市手数料条例の一部改正について

藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表中1の項備考以外の部分を次のように改める。

1	法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の建築等に関する通知に対する審査	建築物の床面積の合計	30平方メートル以下	1件	15,000円
			30平方メートルを超え 100平方メートル以下	1件	28,000円
			100平方メートルを超え 200平方メートル以下	1件	43,000円
			200平方メートルを超え 300平方メートル以下	1件	48,000円
			300平方メートルを超え 500平方メートル以下	1件	55,000円
			500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	1件	66,000円
			1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	1件	93,000円
			2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	1件	160,000円
			5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1件	280,000円
			10,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以下	1件	370,000円
			30,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	1件	460,000円

		50,000平方メートルを超えるとき。	1件	900,000円
--	--	---------------------	----	----------

別表第4の1の表中4の項を次のように改める。

4	法第7条第1項の規定による建築物（法第7条の3第1項の特定工程（以下単に「特定工程」という。）に係る建築物を除く。）の工事の完了に関する検査の申請又は法第18条第20項の規定による建築物（特定工程に係る建築物を除く。）の工事の完了に関する通知に対する完了検査	建築物の床面積の合計	30平方メートル以下	1件	24,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	30,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	39,000円
			200平方メートルを超え300平方メートル以下	1件	44,000円
			300平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	53,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	58,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	78,000円
			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下	1件	120,000円
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件	190,000円
			10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	1件	240,000円
			30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	1件	300,000円
			50,000平方メートルを超えるとき。	1件	610,000円
			備考		
1 申請又は通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基につき21,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）を加算する。					
2 申請又は通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第2項若しくは第12条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画若しくは当該計画の変更に係る建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条ただし書の規定により提出したものとみなされる場合に係る建築物（以下この表においてこれらを「判定建築物」という。）である場合は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（判定建築物が複数ある場合には、1棟ごとに算出した額を合算した額）を加算する。					
(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）又は小規模な複合					

建築物（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。（以下この表において「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）及び非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）を有する建築物で、合計の床面積が300平方メートル未満のものうち、住戸の数が1であるもので、住宅部分の床面積の割合が合計の床面積に対し2分の1以上、かつ、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。以下この表において同じ。） 14,000円

(2) 一の建築物（一戸建ての住宅及び小規模な複合建築物を除く。以下この表において同じ。） 次のア又はイに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち当該申請又は通知に係るものを合算した額

ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する建築物の部分に係る床面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 21,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
35,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
67,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 100,000円

イ 非住宅部分（建築物の用途が工場等（省令第10条第1項第1号に規定する工場等をいう。）であるものを除く。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
26,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
38,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
95,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
140,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
180,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 220,000円

別表第4の1の表中5の項を次のように改める。

5	法第7条第1項の規定による建築物（特定工程に係る建築物に限る。）の工事の完了に関する検査の申請又は法第18条第20項の規定による建築物（特	建築物の床面積の	30平方メートル以下	1件	23,000円
			30平方メートルを超え 100平方メートル以下	1件	29,000円
			100平方メートルを超え 200平方メートル以下	1件	38,000円
			200平方メートルを超え 300平方メートル以下	1件	42,000円

定工程に係る建築物に限る。)の工事の完了に関する通知に対する完了検査	合計	300平方メートルを超え 500平方メートル以下	1件	49,000円
		500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	1件	55,000円
		1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	1件	75,000円
		2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	1件	110,000円
		5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1件	180,000円
		10,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以下	1件	230,000円
		30,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以下	1件	290,000円
		50,000平方メートルを超え るとき。	1件	600,000円
備考				
<p>1 申請又は通知に係る工事に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、昇降機1基につき20,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）を加算する。</p> <p>2 申請又は通知に係る建築物が判定建築物である場合は、4の項備考2各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（判定建築物が複数ある場合には、1棟ごとに算出した額を合算した額）を加算する。</p>				

別表第4の1の表中8の項備考以外の部分を次のように改める。

8	法第7条の3第1項の規定による建築物の特定工程に係る工事の終了に関する検査の申請又は法第18条第28項の規定による建築物の特定工程に係る工事の終了に関する通知に対する中間検査	中間検査を行う部分の床面積	30平方メートル以下	1件	24,000円
			30平方メートルを超え 100平方メートル以下	1件	28,000円
			100平方メートルを超え 200平方メートル以下	1件	37,000円
			200平方メートルを超え 300平方メートル以下	1件	42,000円
			300平方メートルを超え 500平方メートル以下	1件	50,000円
			500平方メートルを超え 1,000平方メートル以下	1件	52,000円
			1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下	1件	70,000円
			2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下	1件	100,000円
			5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以下	1件	160,000円

		下		
		10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下	1件	210,000円
		30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	1件	260,000円
		50,000平方メートルを超えるととき。	1件	530,000円

別表第4の3の表1の項法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。）の項金額の欄を次のように改める。

<p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。） 4,700円</p> <p>(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この表において同じ。）については、次のア又はイに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 住宅部分 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 9,400円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 16,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 27,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 80,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 130,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 160,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 200,000円</p>
<p>(1) 一戸建ての住宅については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 34,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 38,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 25,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 28,000円</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 17,000円</p>

- (イ) 200平方メートル以上 19,000円
- (2) 一の建築物については、次のアからオまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るものを合算した額
- ア 住宅部分（イ及びウに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 69,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 120,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 200,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 280,000円
- イ 住宅部分（省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)（省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分を評価したものを含む。）に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限る。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 51,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 86,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 150,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 220,000円
- ウ 住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分を評価したものを含む。）に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限る。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 33,000円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 57,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 160,000円
- エ 非住宅部分（オに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 230,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上 870,000円
- オ 非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同(2)）又は令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号（以下この表において「令和4年改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び施行日以後認定申請建築物（同附則第2項に規定する「施行日以後認定申請建築物」をいう。）の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。以下「増改築告示」という。）第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を

求めたものに限る。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満 87,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円

(キ) 25,000平方メートル以上 440,000円

別表第4の3の表3の項法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合を除く。)の項(2)(1)以外の場合の項金額の欄を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
- ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 17,000円
- (イ) 200平方メートル以上 19,000円
- イ 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 12,500円
- (イ) 200平方メートル以上 14,000円
- ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 8,500円
- (イ) 200平方メートル以上 9,500円
- (2) 一の建築物については、次のアからカまでに掲げる審査の部分の区分に応じそれぞれ定める額のうち、当該申請に係るもの(既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)を合算した額
- ア 既に計画の認定を受けた住宅部分(イ及びウに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 34,500円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 60,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上 140,000円
- イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は第2号イ(2)及びロ(1)(省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分の評価したものを含む。)に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限り。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 25,500円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 43,000円

	(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 75,000円
	(エ) 5,000平方メートル以上 110,000円
ウ	既に計画の認定を受けた住宅部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（省令第13条第3項第1号及び第14条第2項第1号の共用部分の基準に定める評価方法により共用部分を評価したものを含む。）に規定する基準に定める評価方法により評価したものに限り。） 次の(ア)から(エ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額
	(ア) 300平方メートル未満 16,500円
	(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 28,500円
	(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円
	(エ) 5,000平方メートル以上 80,000円
エ	既に計画の認定を受けた非住宅部分（オに規定する評価方法によりエネルギー消費性能を評価したものを除く。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
	(ア) 300平方メートル未満 115,000円
	(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円
	(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円
	(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円
	(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円
	(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円
	(キ) 25,000平方メートル以上 435,000円
オ	既に計画の認定を受けた非住宅部分（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同(2)）又は令和4年改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものに限り。） 次の(ア)から(キ)までに掲げる建築物の当該部分の床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
	(ア) 300平方メートル未満 43,500円
	(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円
	(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円
	(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円
	(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円
	(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円
	(キ) 25,000平方メートル以上 220,000円
カ	新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1の項(2)の(2)の規定により算出した額（この場合において、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。）

別表第4の3の表備考1中「第15条」を「第14条」に改める。

別表第4の5の表を次のように改める。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）による事務の手数料

項	手数料を徴収する事務	単位	金額
1	法第11条第1項又は法第12条第2項に規	1件	(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り。以

定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は請求に対する審査

下この表において同じ。)又は小規模な複合建築物(住宅部分及び非住宅部分を有する建築物で、床面積の合計が300平方メートル未満のものうち、住戸の数が1であるもので、住宅部分の床面積の割合が床面積の合計に対し2分の1以上で、かつ、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。以下この表において同じ。)については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積(増築又は改築をする場合は、当該部分に係る床面積をいう。以下この項及び次項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 34,000円
(申請又は請求前にあらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けているもの(以下この表において「審査済建築物」という。)については、4,700円)

(イ) 200平方メートル以上 38,000円
(審査済建築物については、4,700円)

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 25,000円
(審査済建築物については、4,700円)

(イ) 200平方メートル以上 28,000円
(審査済建築物については、4,700円)

ウ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する住宅(以下「気候風土適応住宅」という。)に用いられた同(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 17,000円

(審査済建築物については、4,700円)

(イ) 200平方メートル以上 19,000円
(審査済建築物については、4,700円)

(2) 一の建築物（一戸建ての住宅及び小規模な複合建築物を除く。）については、次のアからオまでに掲げる額のうち、当該申請又は請求に係るものを合算した額

ア 住宅部分でイ及びウに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額（審査済建築物については(イ)に定める額）

(ア) エネルギー消費性能の評価に係る審査（共有部分のエネルギー評価性能を評価しない場合は、当該共用部分を除く。以下この表において「評価に係る審査」という。） 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 59,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 155,000円

d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) エネルギー消費性能の評価に係る審査以外の審査（以下この表において「書類等に係る審査」という。） 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額（審査済建築物については(イ)に定める額）

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

- a 300平方メートル未満 41,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 66,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 105,000円
- d 5,000平方メートル以上 139,000円
- (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 9,400円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
 - d 5,000平方メートル以上 81,000円
- ウ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は気候風土適応住宅に用いられた同(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)
 - (ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 23,600円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円
 - d 5,000平方メートル以上 79,000円
 - (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 9,400円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
 - d 5,000平方メートル以上 81,000円
- エ 非住宅部分でオに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア) 工場等である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 23,000円

(審査済建築物については、9,400円)

- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 31,000円 (審査済建築物については、16,000円)
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 43,000円 (審査済建築物については、27,000円)
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 100,000円 (審査済建築物については、80,000円)
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については、130,000円)
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 190,000円 (審査済建築物については、160,000円)
- g 25,000平方メートル以上 230,000円 (審査済建築物については、200,000円)

(イ) 工場等以外である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額

- a 300平方メートル未満 230,000円 (審査済建築物については、9,400円)
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円 (審査済建築物については、16,000円)
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、27,000円)
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 530,000円 (審査済建築物については、80,000円)
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円 (審査済建築物については、130,000円)
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円 (審査済建築物については、160,000円)
- g 25,000平方メートル以上 870,000円 (審査済建築物については、200,000円)

オ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロに規定する基準によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
(ア) 工場等である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それ

			<p>ぞれaからgまでに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 19,000円 (審査済建築物については、9,400円)</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 26,000円 (審査済建築物については、16,000円)</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 38,000円 (審査済建築物については、27,000円)</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 95,000円 (審査済建築物については、80,000円)</p> <p>e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 140,000円 (審査済建築物については、130,000円)</p> <p>f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 180,000円 (審査済建築物については、160,000円)</p> <p>g 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については、200,000円)</p> <p>(イ) 工場等以外である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額</p> <p>a 300平方メートル未満 87,000円 (審査済建築物については、9,400円)</p> <p>b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円 (審査済建築物については、16,000円)</p> <p>c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円 (審査済建築物については、27,000円)</p> <p>d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円 (審査済建築物については、80,000円)</p> <p>e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円 (審査済建築物については、130,000円)</p> <p>f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円 (審査済建築物については、160,000円)</p> <p>g 25,000平方メートル以上 440,000円 (審査済建築物については、200,000円)</p>
2	法第11条第2項又は法第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネ	1件	<p>次に掲げる額のうち、当該申請又は請求に係るものを合算した額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅又は小規模な複合建築物については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応</p>

ルギー消費性能適合性
判定の申請又は請求に
対する審査

- じ、それぞれアからウまでに定める額
- ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 17,000円
(審査済建築物については、2,350円)
- (イ) 200平方メートル以上 19,000円
(審査済建築物については、2,350円)
- イ 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準による評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準による評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 12,500円
(審査済建築物については、2,350円)
- (イ) 200平方メートル以上 14,000円
(審査済建築物については、2,350円)
- ウ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は気候風土適応住宅に用いられた同(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 200平方メートル未満 8,500円
(審査済建築物については、2,350円)
- (イ) 200平方メートル以上 9,500円
(審査済建築物については、2,350円)
- (2) 一の建築物(一戸建ての住宅及び小規模な複合建築物を除く。)については、次のアからオまでに掲げる額のうち、当該申請又は請求に係るものを合算した額
- ア 住宅部分でイ及びウに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)
- (ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 29,800円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 50,000円

- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,500円
- d 5,000平方メートル以上 99,500円
- (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 4,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円
 - d 5,000平方メートル以上 40,500円
- イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)
 - (ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 20,800円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 33,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 52,500円
 - d 5,000平方メートル以上 69,500円
 - (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 4,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円
 - d 5,000平方メートル以上 40,500円
- ウ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は気候風土適応住宅に用いられた同(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)
 - (ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 11,800円

- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 18,500円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 27,500円
- d 5,000平方メートル以上 39,500円
- (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 4,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円
 - d 5,000平方メートル以上 40,500円
- エ 非住宅部分でオに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア) 工場等である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 11,500円
(審査済建築物については、4,700円)
 - b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,500円 (審査済建築物については、8,000円)
 - c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,500円 (審査済建築物については、13,500円)
 - d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円 (審査済建築物については、40,000円)
 - e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については、65,000円)
 - f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 95,000円 (審査済建築物については、80,000円)
 - g 25,000平方メートル以上 115,000円 (審査済建築物については、100,000円)
 - (イ) 工場等以外である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 115,000円
(審査済建築物については、4,700円)
 - b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円 (審査済建

築物については、8,000円)

- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については、13,500円)
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円 (審査済建築物については、40,000円)
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (審査済建築物については、65,000円)
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (審査済建築物については、80,000円)
- g 25,000平方メートル以上 435,000円 (審査済建築物については、100,000円)

オ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロに規定する基準によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
(ア) 工場等である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額

- a 300平方メートル未満 9,500円 (審査済建築物については、4,700円)
- b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 13,000円 (審査済建築物については、8,000円)
- c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,000円 (審査済建築物については、13,500円)
- d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 47,500円 (審査済建築物については、40,000円)
- e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 70,000円 (審査済建築物については、65,000円)
- f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円 (審査済建築物については、80,000円)
- g 25,000平方メートル以上 110,000円 (審査済建築物については、100,000円)

(イ) 工場等以外である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額

- a 300平方メートル未満 43,500円 (審査済建築物については、4,700円)

			<ul style="list-style-type: none"> b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円（審査済建築物については、8,000円） c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円（審査済建築物については、13,500円） d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円（審査済建築物については、40,000円） e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円（審査済建築物については、65,000円） f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円（審査済建築物については、80,000円） g 25,000平方メートル以上 220,000円（審査済建築物については、100,000円） <p>(3) 新たに追加する住宅部分及び非住宅部分について、1の項の規定の例により算出した額</p>
3	<p>法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて法第30条第2項の規定による</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合</p>	<p>1件</p> <p>(1) 一戸建ての住宅については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 34,000円（審査済建築物については、4,700円）</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 38,000円（審査済建築物については、4,700円）</p> <p>イ 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満 25,000円（審査済建築物については、4,700円）</p> <p>(イ) 200平方メートル以上 28,000円（審査済建築物については、4,700円）</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める</p>

適合
審査
の申
出を
行場
を除
く。

額

(ア) 200平方メートル未満 17,000円
(審査済建築物については、4,700円)

(イ) 200平方メートル以上 19,000円
(審査済建築物については、4,700円)

(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）
については、次のアからオまでに掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

ア 住宅部分でイ及びウに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額（審査済建築物については(イ)に定める額）

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 59,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 100,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 155,000円

d 5,000平方メートル以上 199,000円

(イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 9,400円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円

d 5,000平方メートル以上 81,000円

イ 住宅部分で省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額（審査済建築物については(イ)に定める額）

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 41,600円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 66,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 105,000円

- d 5,000平方メートル以上 139,000円
- (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円
- ウ 住宅部分で省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)
- (ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 23,600円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 37,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 55,000円
- d 5,000平方メートル以上 79,000円
- (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 9,400円
- b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円
- c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 45,000円
- d 5,000平方メートル以上 81,000円
- エ 非住宅部分でオに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 230,000円(審査済建築物については、9,400円)
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 290,000円(審査済建築物については、16,000円)
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 370,000円(審査済建築物については、27,000円)
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方

			<p>メートル未満 530,000円（審査済建築物については、80,000円）</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 650,000円（審査済建築物については、130,000円）</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 770,000円（審査済建築物については、160,000円）</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上870,000円（審査済建築物については、200,000円）</p> <p>オ 非住宅部分で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同(2)）に規定する基準に定める評価方法又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 87,000円（審査済建築物については、9,400円）</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 110,000円（審査済建築物については、16,000円）</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 150,000円（審査済建築物については、27,000円）</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 240,000円（審査済建築物については、80,000円）</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 310,000円（審査済建築物については、130,000円）</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 370,000円（審査済建築物については、160,000円）</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上440,000円（審査済建築物については、200,000円）</p>
	(2) 申請に係る建築物エネルギー消費性能	1件	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物（法第29条第3項に規定する「申請建築物」をいう。以下この表に

		向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合		おいて同じ。)及び他の建築物(同項に規定する「他の建築物」をいう。以下この表において同じ。)につきこの項の(1)申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない場合の例により算出した額(他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出した額を合算した額)
4	法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)		1件	3の項の規定の例により算出した額に申請建築物について別表第4の1の表1の項、2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額
5	法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第	(1) 他の建築物を追加しない場合	1件	(1) 一戸建ての住宅については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (審査済建築物については、2,350円) (イ) 200平方メートル以上 19,000円 (審査済建築物については、2,350円) イ 省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 12,500円 (審査済建築物については、2,350円) (イ) 200平方メートル以上 14,000円 (審査済建築物については、2,350円) ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 8,500円 (審査済建築物については、2,350円) (イ) 200平方メートル以上 9,500円 (審査済建築物については、2,350円)

30
条第
2項
の規
定に
よる
適合
審査
の申
出を
行場
を除
く。

円)

(2) 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。）
については、次のアからカまでに掲げる額
のうち、当該申請に係るもの（既に計画の
認定を受けた部分で変更しない部分を含
む。）を合算した額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分でイ
及びウに規定する評価方法以外の評価方
法によりエネルギー消費性能を求めたも
のについては、次の(ア)及び(イ)に掲げ
る審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び
(イ)に定める額（審査済建築物につい
ては(イ)に定める額）

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまで
に掲げる床面積の区分に応じ、それぞ
れaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 29,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メ
ートル未満 50,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満 77,500円

d 5,000平方メートル以上 99,500円

(イ) 書類等に係る審査 次のaからdま
でに掲げる床面積の区分に応じ、それ
ぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メ
ートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分で省
令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規
定する基準に定める評価方法又は同号イ
(2)及びロ(1)に規定する基準に定める
評価方法により評価したものについて
は、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区
分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定め
る額（審査済建築物については(イ)に定
める額）

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまで
に掲げる床面積の区分に応じ、それぞ
れaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 20,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メ
ートル未満 33,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満 52,500円

d 5,000平方メートル以上 69,500円

(イ) 書類等に係る審査 次のaからdま

- でに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 4,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円
 - d 5,000平方メートル以上 40,500円
- ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分で省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)
- (ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 11,800円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 18,500円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 27,500円
 - d 5,000平方メートル以上 39,500円
- (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
- a 300平方メートル未満 4,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円
 - d 5,000平方メートル以上 40,500円
- エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分でオに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額
- (ア) 300平方メートル未満 115,000円
(審査済建築物については、4,700円)
 - (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円(審査済建築物については、8,000円)
 - (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円(審査済建築物については、13,500円)
 - (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円(審査済建築物については、40,000円)

				<p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (審査済建築物については、65,000円)</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (審査済建築物については、80,000円)</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 435,000円 (審査済建築物については、100,000円)</p> <p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分で省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (当該非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同(2))に規定する基準に定める評価方法又は令和4年改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される省令第10条第1号ロ(2)及び増改築告示第1第1項第2号に規定する基準に定める評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)から(キ)までに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満 43,500円 (審査済建築物については、4,700円)</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円 (審査済建築物については、8,000円)</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については、13,500円)</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (審査済建築物については、40,000円)</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (審査済建築物については、65,000円)</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については、80,000円)</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上 220,000円 (審査済建築物については、100,000円)</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分については、3の項(1)の(2)の規定により算出した額(この場合において「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替える。)</p>
(2) 他 の建 築物	ア 更 の 計	変 前 の 計	1 件	追加する他の建築物につき3の項の規定の例により算出した額(追加する他の建築物が複数ある場合には当該他の建築物ごとに算出し

		追 加 す 場 合	に る 請 築 又 他 建 物 係 事 に 更 な 場 合	た額を合算した額)	
			イ 以 外 の 場 合	1 件	
6	法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)			1 件	5の項の規定の例により算出した額に申請建築物につき別表第4の1の表1の項、2の項及び3の項の規定の例により算出した額を加算した額
7	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(以下この表において「規則」という。)第13条の規定に基づく軽微な変更該当していることの証明書の交付			1 件	(1) 一戸建ての住宅及び小規模な複合建築物については、次のアからウまでに掲げるエネルギー消費性能の評価方法の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア イ及びウに規定する評価方法以外の評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積(増築又は改築をする場合は、当該部分に係る床面積をいう。以下この項において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 200平方メートル未満 17,000円 (審査済建築物については、2,350円) (イ) 200平方メートル以上 19,000円 (審査済建築物については、2,350円) イ 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準による評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準による評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

- (ア) 200平方メートル未満 12,500円
(審査済建築物については、2,350円)
- (イ) 200平方メートル以上 14,000円
(審査済建築物については、2,350円)
- ウ 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は気候風土適応基準に用いられた同(2)に規定する基準に定める評価方法 次の(ア)又は(イ)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
 - (ア) 200平方メートル未満 8,500円
(審査済建築物については、2,350円)
 - (イ) 200平方メートル以上 9,500円
(審査済建築物については、2,350円)
- (2) 一の建築物（一戸建ての住宅及び小規模な複合建築物を除く。）については、次のアからオまでに掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額
 - ア 住宅部分でイ及びウに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額（審査済建築物については(イ)に定める額）
 - (ア) 評価等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 29,800円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 50,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 77,500円
 - d 5,000平方メートル以上 99,500円
 - (イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額
 - a 300平方メートル未満 4,700円
 - b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円
 - c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円
 - d 5,000平方メートル以上 40,500円
 - イ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)

に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 20,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 33,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 52,500円

d 5,000平方メートル以上 69,500円

(イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

ウ 住宅部分で省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に定める評価方法又は気候風土適応住宅に用いられた同(2)に規定する基準に定める評価方法により評価したものについては、次の(ア)及び(イ)に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に定める額(審査済建築物については(イ)に定める額)

(ア) 評価に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 11,800円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 18,500円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 27,500円

d 5,000平方メートル以上 39,500円

(イ) 書類等に係る審査 次のaからdまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額

a 300平方メートル未満 4,700円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 10,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 22,500円

d 5,000平方メートル以上 40,500円

エ 非住宅部分でオに規定する評価方法以外の評価方法によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は

(イ)に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 工場等である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額

a 300平方メートル未満 11,500円
(審査済建築物については、4,700円)

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 15,500円 (審査済建築物については、8,000円)

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 21,500円 (審査済建築物については、13,500円)

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 50,000円 (審査済建築物については、40,000円)

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については、65,000円)

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 95,000円 (審査済建築物については、80,000円)

g 25,000平方メートル以上 115,000円 (審査済建築物については、100,000円)

(イ) 工場等以外である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額

a 300平方メートル未満 115,000円
(審査済建築物については、4,700円)

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 145,000円 (審査済建築物については、8,000円)

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については、13,500円)

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 265,000円 (審査済建築物については、40,000円)

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 325,000円 (審査済建築物については、65,000円)

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 385,000円 (審査済建築物については、80,000円)

g 25,000平方メートル以上 435,000円 (審査済建築物については、100,000円)

- オ 非住宅部分で省令第1条第1項第1号ロに規定する基準によりエネルギー消費性能を求めたものについては、次の(ア)又は(イ)に掲げる建築物の用途の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額
- (ア) 工場等である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額
- a 300平方メートル未満 9,500円
(審査済建築物については、4,700円)
 - b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 13,000円 (審査済建築物については、8,000円)
 - c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 19,000円 (審査済建築物については、13,500円)
 - d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 47,500円 (審査済建築物については、40,000円)
 - e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 70,000円 (審査済建築物については、65,000円)
 - f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 90,000円 (審査済建築物については、80,000円)
 - g 25,000平方メートル以上 110,000円 (審査済建築物については、100,000円)
- (イ) 工場等以外である場合 次のaからgまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれaからgまでに定める額
- a 300平方メートル未満 43,500円
(審査済建築物については、4,700円)
 - b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 55,000円 (審査済建築物については、8,000円)
 - c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 75,000円 (審査済建築物については、13,500円)
 - d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 120,000円 (審査済建築物については、40,000円)
 - e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 155,000円 (審査済建築物については、65,000円)
 - f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 185,000円 (審査済建築物については、80,000円)
 - g 25,000平方メートル以上 220,000円

			円（審査済建築物については、100,000円）
8	規則第28条の規定に基づく軽微な変更に応当していることの証明書の交付	1件	400円
備考			
1 この表において「工場等」とは、省令第10条第1号に規定する工場等をいう。			
2 この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」とは、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。			
3 この表において「住宅部分」とは、省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。			
4 この表において「非住宅部分」とは、省令第1条第1項1号に規定する非住宅部分をいう。			
5 この表において「共用部分」とは、省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例別表第4の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物の増築又は改築に係る部分以外の部分であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条の規定による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ若しくはロに規定する基準又は同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法によりエネルギー消費性能を有することが確かめられたものについては、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律その他の法令の改正が行われたことにより、建築物の審査対象の拡大及び審査に係る評価方法が新設され、評価方法に応じた手数料を新設する等の必要があることから、所要の改正をする。